

○大津町町民交流施設条例

平成5年3月26日

条例第1号

(設置)

第1条 町民の交流及び生涯学習の推進を図るため、大津町町民交流施設（以下「交流施設」という。）を設置する。

(名称、通称及び位置)

第2条 交流施設の名称、通称及び位置は、次のとおりとする。

名称 大津町町民交流施設

通称 オークスプラザ

位置 大津町大字大津1220番地1

(開館時間及び休館日)

第3条 交流施設の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。

(1) 開館時間 午前8時30分から午後10時までとする。

(2) 休館日 年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）とする。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が必要と認めたときは、開館時間及び休館日を変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

(使用許可)

第4条 交流施設又はその附属設備（以下「交流施設等」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、交流施設等を使用しようとする者が次の各号の一に該当するときは、その使用を許可してはならない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

(2) 施設、設備、備品等を損傷し、若しくは滅失するおそれがあるとき。

(3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(4) その他、交流施設等の運営上支障があると認められるとき。

(許可の条件)

第5条 教育委員会は、前条の許可を与える場合において、管理上必要な条件をつける

ことができる。

- 2 前条の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、これを他人に使用させたり、許可を受けた目的以外に使用することはできない。

（許可の取消等）

第6条 教育委員会は、使用者が次の各号の一に該当するときは、使用の許可を取り消し、立ち入りを拒否し、又は退去を命ずることができる。

- (1) この条例若しくは条例に基づく規則に違反したとき、又は係員の指示に従わないとき。
- (2) 第4条第2項第1号から第3号の規定に該当することが判明したとき。
- (3) 前条第1項の規定による許可の条件に違反したとき。
- (4) 虚偽その他不正な手段により許可を受けたとき。
- (5) その他、教育委員会が管理上特に必要があると認めたとき。

（使用料）

第7条 使用者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。

- 2 町長は公益上及びその他の事由により必要と認めたときは、使用料を減免することができる。

（使用料の返還）

第8条 既納の使用料は返還しない。ただし、次の各号の一に該当する場合で、教育委員会が必要であると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

- (1) 天災地変その他使用者側の責に帰し得ない事由により使用出来なくなつたとき。
- (2) 使用の3日前までに使用を取り消し、又は許可事項の変更を申し出て教育委員会が相当の事由があると認めるとき。
- (3) 教育委員会が管理上の必要により使用の許可を取り消したとき。

（原状の回復）

第9条 使用者は、交流施設の使用を終わつたとき、又は停止させられたときは、直ちに原状に復さなければならない。

（損害の賠償）

第10条 使用者は、その責に帰すべき理由により施設若しくは設備を破損し、又は滅失したときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、

町長が特別の事由があると認めるときは、損害賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

(免責)

第11条 交流施設において、使用者の責に帰する事由若しくは管理上の責に帰さない事由により生じた事故その他の損害、又はこの条例に基づく処分によつて生じた損害については、町長はその責を負わない。

(使用者負担)

第12条 交流施設に常設されている施設、備品等以外の物を使用するとき、又は会議などに必要な消耗品等に要する経費は使用者の負担とする。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、平成5年4月1日から施行する。ただし、第6条の規定は、平成5年5月1日から施行する。

附 則 (平成9年3月28日条例第7号)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年7月11日条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年3月24日条例第34号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月24日条例第7号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月18日条例第21号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

別表 (第7条関係)

区分	使用時間	使用料	冷暖房料
ふれあいホール (大会議室)	1時間につき	400円	400円
研修室 (1室につき)	1時間につき	200円	200円
休憩室 (和室)	1時間につき	200円	200円

集会室	1時間につき	300円	400円
展示ホール	1時間につき	無料	400円
屋外ステージ			(展示ホール)
その他	使用者が入場料を徴収する場合及び販売をする場合等は上記使用料の3倍の額とする。		